

北宋初期官僚の一典型

——石介とその系譜を中心に——

松井秀一

目次

- 一 序言
- 二 石介について
- 三 石介の故郷
- 四 石介の出自
- 五 石氏の抬頭
- 六 石氏の官戸化
- 七 官戸としての石氏
- 八 結言

一 序言

石介は宋朝史上、特に政治史的には殆ど知られていない人物である。アジア歴史事典の「石介」の項をみても生

没年不明とあり、その解説も宋史の彼の伝の記述以上には出ていない⁽¹⁾。彼が歴史上の人物となり得たのは、孫復を師表とする泰山学派中であつて重要な位置を占め経学上・思想上高い評価を得たからであり⁽²⁾。彼が当時政界上層部にあつて活躍した杜衍・范仲淹・富弼・韓琦・歐陽脩等と關係するようになったのもこのような立場からである。即ち彼の道統を尊重する名分論、ひいては契丹・西夏等の異民族の圧迫に対する民族的危機感が彼等の共感を得たからである。官僚としての彼は後述するように太子中允(正八品)に止まり、これを一歳年長の富弼、三歳若年の韓琦等に比較するならば誠に不遇であつたと言わざるを得ない。彼の伝が儒林伝にあるのも故無しとしないのである。

しかもその彼を北宋初期官僚の「典型」として問題にしようとするのは、彼の文集である「徂徠先生文集」や、就中、道光泰安県志卷一一金石補遺や金石統編卷一四に載せられた石介自身の撰になる「石氏先塋墓表」(以下「墓表」と記す)或は「石氏墓志」(以下「墓志」と記す)によつて、約八代に亙る石氏一族の系譜が知られ、彼等が如何にして北宋初期、官戸として抬頭して来たかを具体的に知ることが出来、且つ唐代の貴族官僚と異なる宋代の農民的官僚の性格を窺うことが可能であると思われたからである。

「墓表」を載せた道光泰安県志は乾隆泰安県志を補纂したもので「墓表」はその補纂の部分に属するものである。これに対し「墓志」を載せた金石統編は同治甲子即ち同治三年に補い更に同戊辰即ち七年に再記したものであるから、何れにしても史料としては「墓表」が時期的には早いのである。両者を比較すると文字或は闕落不明の箇所について多少の出入はあるが、何れも原の石碑に拠つたものと思われ史料としての価値については大差がない。

ここでは形式的に少しく整つていると思われる「墓志」を主として「墓表」の方は必要の範囲内において参用することとした。

この「墓志」について石介自らその「捍掃堂記」に概ね次のように述べている。康定二年（一〇四一）辛巳八月八日、大王以下の喪者を挙げて三二墳をつくり祖先伝来の塋域に葬りまた祭堂も建ててその靈を祀るようにしたが、周代以来の石氏の族系の不明となるのを懼れてこの「墓志」を撰し石に刻した。石は高さ五尺、広さ二尺三寸（「墓表」の註には二尺五寸）、厚さ一尺で、その列辭は二千三百六十八字である。この「墓志」の石が風化・崩解し文字の闕けるのを憂えてこれを覆う堂を作り捍掃堂と名づけたと。なおこの捍掃堂の建てられたのは「墓志」の出来た翌年の慶曆二年壬午三月五日である。

ところで石介の同県人であり清朝康熙四五年の進士で乾隆四年には文淵閣大学士・礼部尚書にまで至り同一六年に歿した趙国麟が石氏の塋域を訪れた時には、捍掃堂は既に毀壞し「墓志」の石も崩れ文字も闕けていたとい⁽⁴⁾う。「墓表」・「墓志」の採録がこの後更に七・八〇〇一〇年前後のことであるからその損壞は更に程度を増したものである。今、「墓志」の文字を数えると闕字を含めて総て二三二八字（「墓表」はこの点二三四二字）で石介の述べたものより四〇字も不足している。「捍掃堂記」のミスであるのか、それとも石刻の文字そのものが磨滅したものか、また採録の際に誤脱したものかは不明であるが、夫々一致しないところをみると誤脱したことも十分あり得ると思われる。石に刻するという制約の爲もあつたろうが「墓志」の文章は進士及第者にしては余りよい出来ではなく、これらが文字の闕落・誤脱と相まつて内容の理解を妨げているようである。なお「墓志」の内容中、当

然なければならぬと思われる第三・五・六・七祖父や第五・六・七・一〇・一一叔父についての記述はおろかその文字さえ無く、時に祖父・伯叔父の輩行でその名を失っているなどかなりの不整備・不統一が目につくのであるが、その真疑については必要な限り本論中に触れていきたい。

宋代の官僚については、青山定雄氏が「五代宋に於ける江西の新興官僚」以下の多数の論文で、江西・四川・福建・華北地域の宋朝官僚は唐宋・五代の乱によつて該地に徙つて来たものが比較的多く、唐以来の系譜をもつものでも唐宋・五代に仕えたものが比較的少なく、時に家系を唐以前の名家に仮託しその中間を記さず、記しても世代数のみというものがあり、この他に土着の豪族・農民の官僚化したものがかかなりあつて何れも新興階層出身の性格を示し唐朝官僚貴族の衰替を語つており、その婚姻関係は江西では全国的に及んでいるが華北官僚に追随しており、華北官僚は概ねこの地域同志の間で行われ南方出身者と結ぶようになるのは北宋末で、北宋時代の華北官僚の優位勢が窺われていること等を考察している。石氏の官僚化の経過とその性格については青山氏の明らかにされたものと略々同様であるがより以上に具体的であり、その婚姻関係については、氏の対象としたものが代表的な高級官僚であつて石氏の如き下級官僚のそれとはかなり趣きを異にしていると思われる。

また宋朝の官僚制については、周藤吉之氏が「宋代官僚制と大土地所有」⁽⁶⁾において、大土地所有の発展と形勢官戸の出現を論じ、宋王朝の地主政権的性格を述べ、柳田節子氏は「宋代中央集権的文臣官僚支配の成立をめぐつて」⁽⁷⁾において、官僚或は官僚制を直接問題としたものではないが、宋朝政権が地主政権的性格を有することを肯定しつつ、他面、中小自作農——主戸をその権力の基盤として集権国家それ自身の独自の支配の場をもつていたことを強

調した。小論は右先学諸氏の論考に教えられながら、石介家の系譜の分析を通して唐末・五代の混乱時を経て新興階層が北宋初期において官戸にまで上昇する具体相を観るとともに、宋王朝の地主政権の性格と中小自作農―主戸支配との関係についても少しく究明しようとしたものである。

二 石介について

石介のことを一応宋史卷四三二の彼の伝によつて紹介しよう。即ち、

兗州・奉符人、進士及第、歴鄆州・南京推官、篤学有志、尚染善疾惡、喜声名、……後罷為鎮南掌書記、代父丙遠官為嘉州軍事判官、丁父母憂、耕徂徠山下、葬五世之未葬者七十喪、以易教授于家、魯人号介徂徠先生。

とある。これから彼の本籍地は兗州・奉符県——唐代の乾封県、現在の山東省・泰安県——で、彼はこの地方で有名な徂徠山麓で農業に従事し進士に及第して官途につき時に易経を教えて生計をたてていたことがわかる。彼はこの後杜衍・韓琦の推擢を受け太子中允・直集賢院となつたのであるが、仁宗の郭皇后廢立問題に端を發したかの名高い慶曆の党議には韓琦・范仲淹に与し、従つてその政敵呂夷簡・夏竦等に忌まれることとなつた。殊に慶曆三年(一〇四三)、呂夷簡が黜けられ杜衍が枢密使、范仲淹・富弼・韓琦等が執政、歐陽脩等が諫官に任じられた時、これを盛時と喜び韓愈の元和聖徳詩の体にならつて「慶曆聖徳詩」を作つたことが禍し夏竦等の憎しみを買い、自ら地方官たるうとして濮州の通判を求めたが任に赴かずして卒したのである。彼が官僚として不遇に終つたのは彼の狷介不羈の性格によること(8)のほか、仁宗一代の大部分宰相として中央政界を牛耳つていた呂夷簡に反対したこと(9)

が大きく作用していたことであろう。この間、父に代つて遠く四川・嘉州の軍事判官として赴き、間もなく丁父母憂で服喪の爲官途を辞して故郷で過ごし最後は先述の如く正八品の太子中允で終るなどまことに平凡な下級官僚人であつた。しかしかえつてそこに宋代官僚の特質を見出すことが出来ると思われるのである。

歐陽脩の居士集卷三四「徂徠石先生介墓誌銘」(以下単に「墓誌銘」と記す)によれば、

先生世爲農家、父諱丙、始以仕進、官至太常博士、先生年二十六、舉進士甲科、……通判濮州、方待次於徂徠、以慶曆五年七月某日卒於家、享年四十有一。

とあり、石介は慶曆五年(一〇四五)七月、四一歳で卒したことがわかる。これより逆算して彼の生年は真宗の景徳二年(一〇〇五)であり、進士に合格した二六歳の時は仁宗の天聖八年(一〇三〇)に当る。このことは乾隆泰安県志卷九選舉志・制科・宋の条に、

石介 天聖八年進士
子中允列德業松

とあるのに一致し、更に徂徠先生文集卷一七「与奉符知県書」に、

前奉符大夫馬君永伯下車、逾月先就見介於徂徠草廬中、……因一謝馬大夫於県、馬曰、吾治君邑、吾聞君賢、具与君爲天聖八年同門生、民之病、政之疵、君以告予。

とあつて、奉符の知県として来任した馬永伯が石介に対して天聖八年の同門生即ち同期の科挙登第者と称していること(11)で愈々明らかである。

「墓誌銘」には「先生世爲農家」とあつて石介の家が代々農家であつたことを述べている。周藤氏は前記論文で

これと同じ様に表現された形勢官戸を多数挙げているが、農家ということ自らも唱え第三者からも称されることに少しも抵抗を感じないところに、それが何か特殊的に聞えた唐代の貴族官僚世界と異なるものがある。更に上引の「墓誌銘」には、

先生既没、妻子凍^{一作寒}餒不自勝、今丞相韓公与河陽富公分俸買田以活之、後二十一^{一無此字}年、其家始克葬先生於某所。

とあり、石介の歿後その家族が生活に困窮し韓琦と富弼とがその俸祿を割いて田土を買い与えこれを救い、彼の葬もその後約二〇年を経て漸く行われ得たとある。これによつて「世為農家」とあつてもそれは普通に形勢官戸と呼ばれるような富裕な大土地所有者でなかつたことが推察される。因みに石介の父丙の最高官位は「墓誌銘」には太常博士(正八品)、「墓志」には太子中舎(從七品)とあつて相違しているが、何れにしても下級官僚であつたことには変りはない。二六歳で進士に合格した石介に対する父丙の期待は大きなものがあつたであろう。

三 石介の故郷

彼の本籍地が奉符原——乾封県であることは先にみたが、「墓志」には、

吾祖初遷而南、得邑曰乾封^{後改奉符}、郷曰梁甫、里曰云亭、村曰商王、負泰山、挾徂徠、有二大山之鎮、且汶水、

注其後經其西、遂築居焉。

とある。詳しく言えば彼の故郷は乾封——奉符原・梁甫郷・云亭里・商王村である。元豊九域志卷一 京東路大都督

府兗州魯郡泰寧軍節度の条に、

県七、大中祥符元年、改乾封県為奉符。

とあり、更に同節度の奉符県の条に、

州東北一百八十里、二郷、太平・静封二鎮、有泰山・社首山・龜山・徂徠山・亭亭山・汶水。

とある。それ故彼が生れた時には乾封県は既に奉符と改称されていたのである。彼は古名に従つて「墓志」に記したわけである。州の東北一八〇里に位置していたとある州は勿論兗州で現在の運河に近い滋陽県がそれである。この県は二郷から成つていたとあるから梁甫郷はその一つで唐代から存していたと思われる。¹³なお二鎮の中の太平鎮は後にも触れるように石介の兄の女即ち彼の姪の婿である進士姜潛の故里である。

云亭里・商王村についてであるが、乾隆泰安県志卷三山川志・古蹟の条に、

石介故里 徂徠山西北橋溝
村石姓其後裔也

とあり、改称の時期はわからないが商王村は清朝時には橋溝村と呼ばれるようになっていた。¹⁴同書卷二方域志・里社内附村落勝覽聚及市集遠近の条に、「八郷共九十七地
方五十三集」とあり、宋代、奉符県の二郷は八郷に増加し里・村にかわつて地方・集がその下に現れている。八郷の中の一つについて、

東南敦厚郷十地方 南北望古名商王
莊領八莊茅茨……

とあり、県城の東南に当る敦厚郷の十地方中の一つである南北望地方が古く商王莊と呼ばれていたことがわかる。この商王莊こそ恐らく嘗ての商王村であり、従つて南北望地方が領している八莊の莊は村落的聚落で商王莊はその

代表的存在であつたろう。すると南北望地方は宋代の云亭里の全部が或は一部分を境域としたものと思われる。乾隆泰安府志卷二壇園の泰安縣附の条に、

編戸九十七里郷之名凡八好義榮利中正和平敦厚崇禮興仁賢親為社九十有七

とあり、先の県志の九七地方はここでは九七里、九七社と記され、その地方名と社名とは悉く一致する。これから清代、この地方では里Ⅱ社Ⅱ地方ということが一般化していたと判断される。先の泰安縣志にも里社と熟語的に用いられその割註に「内附村落・勝槩及市集遠近」とあるように里社Ⅱ地方の下に村落のあつたことが示されている。それ故庄は愈々村落的概念で地方は嘗ての里的概念であるとする¹⁶ことが出来る。宋代から清代に至るまでのかかる変化は戸口の増大に伴う郷村の再編制によるもので就中、明朝の里甲制による地方支配が大きく影響したに相違なく、梁甫郷・云亭里と言う風物的名称が敦厚郷等と儒教倫理に基づいた名称に変わったのも明代的風潮を思わせる。なお乾隆泰安縣志の地方名Ⅱ社名中に、宋代の奉符県下の村落名をかなり多く見受けるのであるが、これは宋代の村莊が発展し時には附近の小聚落を併せて里社的なもの¹⁵に言わば昇格したのであろう。以上のこと及び乾隆時代の泰安県図¹⁶と後に示す民国時代作製の一〇万分の一「泰安県」地図によつて石介の故郷商王村Ⅱ橋溝村を略々誤りなく指摘することが出来、更に後述するように石介家の姻戚關係上の地域をも明らかに知り得るのである。

次に本論叙述の必要の範圍において石介の故郷の地理的景觀を略述しておきたい。「墓志」にあるように、云亭里・商王村は北に五嶽の一つである泰山（一五八〇m）を負い南に徂徠山（一〇九二m）を控え、この間を汶水が西から東へ流下し更に徂徠山麓に沿うて南に屈曲し小汶水を併せて西流して大汶河となつてゐる。石介の号徂徠は

右の徂徠山に拠つたものであることは容易に想像される。泰山山形はかなり侵蝕された断層地形で、泰山は南方に断層崖をみせた傾動地塊、徂徠山は地壘状山地で、汶水は地溝状盆地の断層谷を形成している。従つて両山地から流下する諸小河川は断層崖下に扇状地を形成し、更にこれらを併せた汶水自体が河谷を埋めて略々橋溝村||商王村附近から盆地を脱出して大汶河となり運河の通ずる平原・低湿地帯に注いでいる。⁽¹⁷⁾これらの状況はこの地方に如何なる影響を与えているであろうか。徂徠先生文集卷八「朋友解并序」に、

(姜)潛居奉符之太平鎮、今歲夏六月七日乙夜、水大至、太平之人死者五人、其一則權酒使臣張借職也、在太平參肆百家、潛被水尤苦、……僅得脱死、走太平四里余就高阜以避。

とあり、太平鎮は先にも触れたが橋溝村の下流約一〇kmのところ⁽¹⁸⁾に位置し、これより約五km下流で小汶水をいれ大汶河となるのであるが、当時小汶水流域地方から奉符県城への渡河点であつたらしく少くも三〇四百戸を有する市鎮を形成し、それらが水害を受け五人が水死したというのであるからかなりの洪水であつた。同じく卷一九「新濟記」に、

夏、汶水暴漲、尽壞其坊、豬于西沢、滿弗受、腹背溢出、橫流湯湯、為江為淮。

とあり、文飾的誇張もあるうが先の「朋友解并序」とともに夏の降雨期に汶水が頻々と氾濫していたことを語っている。これ程ではなかつたと思われるが石氏もその被害を免かれなかつた。同じく卷一四「上王状元書」に、

嗚呼、石氏自高曾以來以農名、家居東附徂徠、西倚汶、有故田三百畝、附徂徠者、礪礪種不入、倚汶者、雖肥墳閼歲汶溢為害。

とあり、石氏の祖先伝来の耕地三百畝の中、西方汶水に沿う土地は肥沃ではあるが毎年洪水の害に悩まされたところ。なお東方徂徠山に接する土地は礫确で種子も入らない程であるというが、これは砂礫の多い山麓の扇状地的地形の為であろう。それ故この三百畝の耕地が不利な条件下にあると主張する石介の言は誇大な表現ではあるまい。石氏がかかる不利をしのいでここに居を構えるに至つたのは、この地が比較的洪水の難を避けやすいという立地条件を有していたこともさることながら、唐末の大混乱時ここに転徙して来た石氏がその社会的不安の危険を避けようとしたことに寧ろ主たる理由が存したのである。徂徠山について大清一統志の記述をかりよう。¹⁸⁾

徂徠山、在府（泰安）東南四十里、詩魯頌、徂徠之松、水經注、汶水又西南流、逕徂徠山・西山、多松柏、鄒山記曰、徂徠山、在梁父・奉高・博三県界、猶有美松、亦曰尤崐之山也。

とある。かなり険しいと思われる山地が松柏の美林で蔽われていた。石氏もこの山麓の埜域に約二千本の櫛その他の樹木を植栽しているとその「墓志」に誇つている。寇賊・群盜に襲われた時、この徂徠山や汶水は避難や防禦の為に大いに役立つたに相違ない。しかしこの反面、この地方の交通ルートからは遠ざかり自給自足的な農業経済に依存せざるを得なかつたようである。石氏の家計に商業的色彩の乏しいのは一つにはかかる環境による為と思われる。石介がその「墓志」に

仁者楽山、智者楽水、吾祖其近仁智者歟。

と記したように、彼等はこの緑多き徂徠山を背に汶水の清流の音を耳にしながらかつて一族の興隆を計つたのである。

四 石介の出自

徂徠文集卷一四「上王状元書」⁽¹⁹⁾に、

嗚呼、石氏自周漢以來、至於吾宋之八十一年(康定二年・一〇四一)、百余祀、自高祖以降、至六世孫七十喪、咸未改葬。

とあり、また同卷一九「捍掃堂記」にも、

石氏、從周得姓逮於今、二千有年矣、自滄徙居、至于今百五十有年矣。

とあるように、周以来の家系を有していることを自負しているやに見え、事実、「墓志」にも、

石氏之先、出於衛康叔之後、康叔、文王之子、周公之母弟、然則石姬姓矣。

と記して、具体的に周の衛康叔より出たとし、これに続けて「墓志」は更に春秋戦国以来の石氏の名を多数挙げ、⁽²⁰⁾唐代以降についても石抱忠・石雄・石殯(演?)⁽²¹⁾芳等の名を記して自家と関係あるかの如き印象を与えている。し

かしこれらは後述するように宋代に至つて官戸となつた石氏の創作である。一体この「墓志」には最初にこの云亭里・商王村に徙つて開拓の歟を振つた始祖——「墓志」にこう記されているだけで——の名が挙げられていない。

またそれ以下の祖先特に祖父の輩行者の名の記していないものがかかなりある。これは書漏らしたと言うよりは忘却してしまつたのであろう。況やそれ以前をやと言うところである。先引の「捍掃堂記」に、

祀遠、唯介之烈考(丙)能談其譜、討源及流、実為詳尽、小子嘗授之烈考不有識、大懼墜落。

とあり、石介の父丙——石氏のなかで初めて進士に等第して任官した人物——が家譜を談じその源流を検討して詳細を尽しそれを子石介に授けたとある。ここにはからずも石丙によつて家譜の創作されたことが語られている。石介が「墓志」を作つて石に刻した目的の一つは、かくて授けられた族統の亡失を懼れたからである。

石氏の家統として信ずることの出来るものは、先に挙げた「自高祖以降、至於六世孫」とある高祖より石介の子の世代に至るもので、それは「自滄徙居、至于今百五十年矣」とあるのと大略一致する間のことである。これを「墓志」によると、

□（吾？）六世祖、自滄州・棗陵縣遷焉、今為兗州人也。

とあり、六世の祖即ち先の高祖の一代前、所謂始祖が滄州・棗陵県（河北省滄県）より兗州に移住したのであつて、先述の如くそのうちの云亭里・商王村に居を構えたのである。

「墓志」は更に、

吾祖之初来、既鮮兄弟、亦無族姻、有田百畝、專以農為業、久之始生高祖達、高祖乃生曾祖七人、石氏於是遂蕃。

とあり、始祖の移住時には兄弟も族姻もなかつたとあるから滄州から単身この地に来たものであろう。かくて百畝の土地を切り開くのであるが始祖移住当時の歴史的情勢を考察してみよう。先にも滄州より移つて以来百五十年とあつたが「墓志」の終りの方にも、

嗚呼、石氏食此田、百有五十年矣、葬此地九十余年矣、自始祖至圭八世、能不失故田、能奉祭祀。

とあり、始祖の開拓による百畝の田土にはじまつて現在三百畝に至つた耕地に食すること一五〇年と言うのであるから、始祖の移住時期は「墓志」の作られた康定二年を遡ること一五〇年、即ち唐の滅亡に近い昭宗の大順年間（八九〇～八九一）の頃となる。それは黄巢が討滅されてから五・六年後のことで、中国全土は大小の群盜や武人勢力の寇鈔・戦闘で一般民衆の生命は絶えず危機にさらされていた。滄州でも光啓元年（八八五）上替下陵的叛乱がおこり節帥楊全玖は幽州に奔り牙將盧彥威がこれに代るなどのことがあり、この後河北は河東の李克用、盧龍の李匡威等との抗争激化により戦乱が打続いた。石氏の始祖はこのような環境下、一家流散したか或は若者の熱情をもつてか新天地を求めて流徙南遷したものであろう。しかし彼が居を定めた兗州は中原に当るだけに擾乱は河北以上のものがあつた。既に彼の移住以前、兗州より程遠からぬ濮州や曹州附近よりおこつた王仙芝・黄巢の叛乱は屢々この地域を侵し、特にその末期、陳州城の包圍・攻防戦はこの地方にも直接的な惨害をもたらした。⁽²²⁾黄巢の最期は兗州・瑕丘県（滋陽県）より敗走し恐らくは梁甫郷のあたりを通過してたどりついた泰山の狼虎谷であつた。この後天平軍（鄆州）節度使朱誼、その弟泰寧（兗州）節度使朱謹と宣武（汴州）の節帥朱全忠との關係が決裂し、光啓三年（八八七）八月から乾寧四年（八九七）二月までこの地方を中心に激しい攻防が繰り返され兗州は漸く朱全忠の手に収められたのであるが、⁽²⁴⁾その為この地方は「民失耕稼、財力俱弊」と記される状況⁽²⁶⁾を呈した。石介の始祖が移つて来たのはまさにこの間のことであつた。耕地は荒廢し無主の地が広く生じていたに相違ない。始祖は先述の如く出来るだけ戦禍の及び難い地理的条件をもち且つ避難に容易な徂徠山下の商王村に身をひそませ營々と開拓の鍬を振つたのであろう。

始祖の移住後も、平盧の節帥王師範が朱全忠打倒の悲願をこめて行軍司馬劉鄩を西上せしめ、兗州は天復三年（九〇三）春正月、劉鄩の手に陥り同年九月まで朱全忠の攻囲を受けた。²⁶間もなくこの方面は後梁と河東の李氏との間の権力争奪の戦場となつて戦乱が続いた。²⁷この過程に、始祖は妻帯し高祖達を生み百畝の耕地を所有する自作農にまで上昇したのである。高祖達が七人の子——石介の曾祖——を育成することによつて、しかもこれら七人の姻戚関係も加わつて石氏は血縁的にも地縁的にもその勢力を増大し發展の礎石をおくこととなつたのである。

五 石氏の拾頭

石氏繁栄の基礎を形成した石介の曾祖及び祖父達に関し「墓志」の語るところを見よう。

高祖乃生曾祖七人、石氏於是遂蕃、長曾祖、性嚴毅、善治家□（矣？）、□（「墓表」には□は毎とある）晨起、令諸子弟畢先趨田畝、群子弟無敢後者、故石氏富於粟。

とある。始祖、高祖が血の滲む思いで開発した百畝の耕地を、長曾祖——諱は路堅——が率先、群子弟を督励して「石氏、富於粟」とまで言わしめる程更に土地を開発し生産を高め家産を豊かならしめた。この優れた指導者と族的結合なくしては当時の険しい世情を乗切ることとは不可能であつたろう。「墓志」には引続いて、

且当五代兵寇之時、中原用武、諸祖又皆敏、有材力、習戰尚勇、騎射格鬪、豪於鄉里。

と記している。彼等は既に単なる農民ではなかつた。五代兵乱の世相に適応する才能をもち、騎射・格鬪に秀れて云亭里近辺にその豪勇が知られていたと言う。即ち小豪族の性格を備えるまでに至つていたのである。

更に「墓志」には、

趙將軍者鉅盜也、衆致千人、張旗鳴鼓、攻掠郡界、其鋒甚盛、嘗過吾里中、不敢為力（「墓表」には力は寇とある）、遣使乞具一飯、諸祖諾之、行人更其辭、賊憤乃來戰、遂陣於南門之外、我不素備、猶殺賊數百人、方戰時遇、力疲則憩於門内、蘇而復戰、……□（「墓表」には□は三とある）曾祖鞋係斷投門、門内有姦、閉門不納、遂敗、是以長曾祖・七曾祖・大祖父・二祖父・四祖父・七祖父皆沒於陣、三曾祖善戰、既敗、賊入門升堂階、又斬賊、……苦戰如此、竟免（「墓表」には竟の上になの字あり）嗚呼、石氏之遷、其當唐季乎、戰之歲、在晉開運三年也、後五年、慕容氏反兗州、即周太祖広順四年也。

とあつて、石氏の郷村における立場を具体的に記している。約千人の部下を擁し郡界を寇掠していた鉅盜趙將軍が石氏の里中通過に際し敢てこれを襲撃しようとしなかつたのは、彼等一族の「習戦尚勇、騎射格闘、豪於郷里」とある石氏の存在をおそれたからで、これをもつても石氏の郷村における与望と信頼の程度を窺うことが出来よう。しかもその襲撃に際して敗れたとは言え石氏はその長曾祖以下多数の犠牲者を出して郷村防衛に尽力したのであるから、石氏のこの地方における地位は益々高められたに相違ない。この戦いの行われた後晋の開運三年（九四六）は石氏が唐季に云亭里に移り注んでから約半世紀の後で、始祖からみて三世代、四世代の輩行者の活動時期であつた。

一体、後晋の開運三年頃とは如何なる時代であつたらうか。後唐の時代は、歴史の主要舞台は概ね河東・関中・四川方面に移り、また石敬瑭が契丹の支援により後晋王朝に革めてもその中心地域は河南・河北であつて、兗州方

面は比較的平穩な事態を続けたのである。この間、後晋王朝は地方郷村の復興に努めようとした。天福三年（九三〇）六月、金部郎中張鈔は次のように上言して従われている。

竊見、郷村浮戸、非不勤稼穡、不樂安居、但以種木未盈十年、墾田未及三頃、似成生業、已為県司收供徭役、責之重賦、威以敵刑、故不免捐功捨業、更思他適、乞自今墾田及五頃以上、三年外、乃聽県司徭役。

と。⁽²⁸⁾徭役の対象として種木——桑・棗の類であろう——十年未滿、墾田三頃未滿の戸はいけない、五頃以上の戸としようと言うのであるから、支配者層の相当大規模な地主育成の意図を推定することが出来る。間もなく戦乱が訪れるのでその実際的効果はさほどではなかつたであろうが、石氏が耕地を拡大し豪族として成長し得た一面には、この約二〇年の相対的ではあるが平靜な社会情勢と上述の如き支配者側の態度があつたからであろう。

しかし高祖・石敬瑭が歿しその兄の子齊王重貴が即位し民族意識が強化されると後晋・遼王朝間の関係は險惡となり、遼の太宗の入寇、南下が決せられた天福八年頃から形勢は一変してくる。⁽²⁹⁾天福八年にはまだ戦闘が開始されなかつたが、この年は資治通鑑卷二八三 天福八年一二月の条に、

春夏旱、秋冬水蝗大起、東自海埔西距隴坻、南踰江淮北抵幽薊、原野・山谷・城郭・廬舍皆滿、竹木葉俱尽。

とあるように、⁽³⁰⁾兗州地方を含んで広範囲にわたる深刻な災害に襲われた慘澹たる年であつた。しかるに王朝政府は戦に備えて苛酷なまでに民穀を括しその責任を果し得ない県令が自ら官を去る程で、「民餓死者数十万口、流亡不可勝数」と言う⁽³¹⁾庄政を行つた。特に兗州においては遼軍南下の情勢に乘じ叛乱した平盧の節帥楊光遠に対し修城を命じられた泰寧節度史安審信は、

以治樓堞為名、率民財以實私藏。

とあるように樓堞修治を口実に民衆を榨取して私腹を肥し、またこの時括率使となつた大理卿張仁原は、

至兖州、賦錢十萬、值安審信不在、拘其守藏吏、指取錢一困、已滿其數。

とあるように、兖州に一〇万錢を割付けたが守藏の胥吏を捉えて一梱包の錢を出させただけで予定の錢數を得たと言うのであるから、兖州に於ける文臣・武將・胥吏等の恣意と甚だしい収奪を知ることが出来る。石氏もまたこれらの災厄から免かれなかつたと思われるが「富於粟」んだ彼等はよくこれに耐えられたのであろう。石介は自己の祖父欽について「墓志」の中に、

祖父、郷里称長者、郷人乏必貸之、果知其不能償、即取券焚之善処、郷党恂恂□□（「墓表」には□□は然無とある）競。

と述べている。郷里の困窮者に粟麦等を貸与し辦濟不能の時はその債券を焚焼して長者と称せられたと言う。かかる事例は他の北宋官僚の伝・行状等にも屢々見られ石介の自画自賛的表現ともとれるが、なお「墓志」に石介の父丙のことを叙した直後に割註して、

先是、郷人以曾祖行呼吾家。

とあり、石介の曾祖路具（「墓表」には路真とあり他の同輩者の諱からこの方が正しいと思われる）の系統を郷人が「吾家」と呼んだことは、先の「長者」と称されたことと共に石氏と郷党の人々との間に特殊な関係——扶助、庇護の擬家族的関係——のあつたことを思わせるもので、石介が祖父について語つたことは必ずしも文飾的な

ことでなかつたろう。恐らく天福八年の災厄時にも石氏は郷党の為に尽力したに相違ない。しかしこれを可能にしたものは単にその経済的富裕さや郷村を防衛し得る武力だけではなかつたようで、それは後述するようにこの頃既に石氏一族中に泰寧の藩鎮支配者と關係を有するものが現れていたことである。かかる政治的勢力なくしては石氏と雖も当時の藩鎮を中心とする支配者層の恣意を到底免かれることは不可能であつたろう。

次に石氏と藩鎮との關係について述べてみよう。後晋王朝は屢々郷兵を点募して別籍としその軍事力の強化を計つているが、⁽³⁴⁾軍事能力のある石氏はこの様な機会に受動的に或は能動的に藩鎮と結合したであろう。「墓志」に第四曾祖石路巖のことを記して、

事安太□（「墓表」には□が無い。「墓志」の誤りであろう）師・趙侍中・慕容相公・索太保、天福七年補衙前子弟、九年補獵務、□□（開運の二字であろう）⁽³⁵⁾三年補中府獵務都統、乾祐三年・広順三年為討擊副使。

とある。安太師とは天福六年（九四一）七月、更に開運三年正月と二度にわたつて兗州泰寧節度使に任じられた安審琦のことであろう。⁽³⁶⁾それは彼が後に守或は檢校太師となつてゐるからである。路巖は天福七年に衙前子弟に補されたと言ふから安審琦の第一回目の節度使の時期に仕えたものである。衙前子弟と言ふから父子軍的な兵士を思わせる。郷兵から拔擢されたのであろうか。次の趙侍中とは既に檢校太師兼侍中を加えられて開運二年四月、再び兗州の節帥となつた趙在礼に間違ひあるまい。⁽³⁷⁾開運三年、彼は中府獵務都統となつてゐるから趙在礼の下にあつて相当の地位に昇進したことがわかる。この開運三年こそ石氏一族が鉅盜趙將軍と闘つた年である。後晋王朝は、開運元年（九四四）正月、遼軍が南下して黄河沿岸に達し攻防が継続されると新たに郷兵の徵募を開始した。その結

果、

諸州所籍郷兵、号武帝軍、凡得七万余人、時兵荒之余、復有此擾、民不聊生。

という状況が展開し、開運三年頃には、

時河北大饑、民餓死者所在以万数、兗・鄆・滄・貝之間、盜賊蠭起、吏不能禁。

とあるように兗・鄆・滄・貝州地方は群盜が蜂起し王朝もこれを鎮圧することが出来なかつたのである。かの鉅盜趙將軍もかかる情勢を背景として出現した群盜の一人であり、石介の曾祖・祖父等がこの趙將軍と闘つたということも右の事情を考慮すれば事実であつたと思われる。この開運三年の戦闘で陣没した四祖父洪について「墓志」は割註で次のように記している。

四祖父、嘗為桑令公□（「墓表」には□は頭とある）、故郷人呼□竜（「墓表」には□竜は牽籠とある）。

と。即ち四祖父洪は桑令公の斤頭となつたことがあるのである。桑令公とは天福五年三月、相州より兗州節度使となつた桑維翰のことに相違あるまい。⁽⁴⁰⁾斤頭とは日野開三郎氏が「五代の斤直軍に就いて」という論文で明らかにし

た藩鎮養成の精強な藩帥の親軍である斤頭軍のことであろう。するとこの石洪はこの斤頭軍の軍人として桑維翰に仕えていたわけで先の第四曾祖石路巖と相前後して兗州藩鎮下にあつたのである。ところでこの斤頭軍の軍人である石洪を郷人は牽竜或は牽籠と呼んだとあるが、牽竜或は牽籠はこれも日野氏の前述の論文で説明された牽籠官のことに相違なく、これは州使の爪牙の腹心となつて働き外出時には扈從ともなつたものであるという。斤頭軍と牽籠官は異なるものであるが、両者とも節帥との関係において隷属性の強い僮僕的・私僕的関係にあつた為郷人が両

者を混同して牽攏と呼んだものであろう。⁽⁴²⁾石洪は石氏一族の鄉村における勢威の獲得の爲進んでこのような隸屬的立場に身を投じたものと思われる。石介が「墓志」の中に「皆敏、有材力、習戰尚勇、騎射格闘、豪於鄉里」と記した真实性はこれらによつて肯定することが出来る。この片田舎の云亭里・商王村に移住してから約半世紀にして石氏は藩鎮支配者にも知られその機構にも参加するこの地方の名実共にする土豪——豪族にまでのし上つたのである。それ故かの鉅盜趙將軍もその存在を恐れたのでありまた郷党の困窮者を庇護して彼等から「長者」或は「吾家」と呼ばれることも出来たのである。

開運三年末、後晉王朝は遼朝に降り中原は後漢・後周と遷移するが石路巖は引続いて兗州藩鎮下にあつた。趙侍中に次で彼の仕えた主帥、慕容相公とは乾祐三年（九五〇）三月、天平軍の節帥から泰寧軍に移つて来た慕容彥超のことであらう。⁽⁴³⁾彼は翌広順元年一二月、後周の太祖に反旗を旋えして討たれているがその最高の官職が中書令であつたから相公としたのであらう。最後の索太保であるが、広順三年（九五三）三月、兗州防禦使から延州節度使に轉じた索万進のことと推定する。⁽⁴⁴⁾兗州が防禦使に格下げされたのは慕容彥超の叛乱の結果で広順二年五月のことであるが、⁽⁴⁵⁾索万進がその防禦使に任命されたのもこの頃のことであらう。石路巖が討撃副使として乾祐三年・広順三年と列記されているのは慕容・索両氏に仕えたことを語るものであらう。かくて彼は五代末期には藩鎮軍隊の副部隊長格にまで榮進していたのである。

日野開三郎氏が「五代鎮將考」⁽⁴⁶⁾において、自衛団の団長である土豪が藩鎮と結んで鎮將にとりたてられていること、周藤吉之氏が「唐末五代の莊園制」⁽⁴⁷⁾において、武人その他新興階層の莊園の展開と有力戸・富戸・土豪等の武

人化・幕職官化ひいては五代官僚がこれら地方の豪民から多く出ていること或は堀敏一氏が「朱全忠の汴子都」において、朱全忠の親軍である汴子都が汴州の富豪と深く関係しており当時地方政權が在地有力者と密接に結合していたことを述べているが、それは唐末より五代に及ぶ弛緩・混乱した世相にあつて、郷村の生活が漸次發展する大土地所有——土豪・豪族・富商等によつて維持され、王朝・藩鎮の支配者層もこれら大小の豪族・富商等の勢力を基盤として政權の強化・安定を計ろうとする歴史的情勢を語るもので石氏一族と兗州奉寧節度使との関係はまさにその一典型であり、しかも石氏一族の才能と努力とが一層藩鎮との結合を可能ならしめたのである。

石氏が藩鎮支配者層と関係するようになったことは、彼等をして云亭里・商王村の小宇宙に局躋せしめず、視野の拡大と時勢のキャッチとを可能にする環境を与えることとなつたであろう。第四曾祖路巖に後嗣があり第四祖父洪が陣没しなかつたならば石氏一族の歴史には「墓志」に記されたとは異なつた別な模様が画かれたであろう。

六 石氏の官戸化

石氏が北宋初期に官戸化したことは先にも少しく触れたが、石介の父丙が進士に合格したのは「墓志」によれば真宗的大中祥符五年（一〇一二）のことで、奉符県下としては宋朝はじまつて第二番目の合格者のようである。⁽⁴⁸⁾

丙に次いで石介が科挙に及第する。親子引続いて進士合格者を出すと言うことはそう多い例ではない。それ故宋王朝の治世になつて愈々石氏の名が郷党間に高くなつたことは想像に難くない。しかし石氏の曾祖七系中、進士登第者——官人を出したのは石介の系統即ち第五曾祖路真を先祖とする第五院のみである。

次にその事情を具体的に述べてみよう。「墓志」は石路真について、

篤勤農、樂田野、終身不游市郭、然喜衣冠、嘗囑我烈考於鄉先生、願授以經、因語人曰、吾不取□(富か?)、吾□(得か?)、金紫□(衣か?)、鄉党以儒名吾家、吾老死足矣。

と記している。營々として農業に励んでいることは他の石氏と変りはないが、衣冠即ち士人を敬愛し孫の丙石介の父を郷先生に委嘱して経学を学ばせて官人たらしめようとし、郷党より儒家と呼ばれるならば瞑目してもよいと考えている点がまことに違つていた。また四曾祖路嚴、四祖父洪が武人として藩鎮機構に関係したのに対し、これは文人官僚として王朝政府との結合を意図した点において対比的である。彼の女が太子中舍劉闓に嫁している。劉闓については知ることが出来ないが恐らく後周王朝下の官人であつたことは間違いない。このようなところにも石路真の性格を窺うことが出来る。これに類似した人物を石氏の中に求めるならば長曾祖石路堅の孫石明を挙げ得る。彼について「墓志」には割註であるが、

伯父、□(善か?)、尽術、鄉里名通伝。

とあり、十分その意をとることは困難であるが経世的才能があり三伝に通じていたことを示している。彼の子孫からは遂に官人は出なかつたが、石氏一族の血の中には文と武に対する優れた素質が流れており、その文的素質は石路真の系統によつて顕然化したと言ふことが出来る。

石丙についてももう少し検討を加えよう。石徂徠文集卷一四「上徐州扈諫議書」に、

是以、人臣以近君為榮、人子以事親為榮、……大人七十有一歳矣、而以五代未葬、卜後年辛巳吉、……今介祿

闕、大人独食不足、乃泣別庭闈遠來、……事不兩、遂不得朝夕左右承順顔色、噫、前年去蜀五千里、今又在
此、其孝子念親之心亦可憐矣。

とある。これは徐州扈諫議に対し、老父に親待し且つは五世代の間の未葬者を辛巳の年、即ち康定二年（一〇四一）に奉祭したいから恩恵を蒙りたいと言ふ趣旨中の文言である。「去蜀五千里」とは石介が父丙の遠官に代つて四川・嘉州軍事判官となつて赴任したことであろう。前年とあるからその時父丙は七〇歳であつたわけである。石介が嘉州軍事判官であつた時期は何時頃であろうか。先に石介と同門生である馬永伯が知県として奉符に來任し相互に訪問したことを述べたが、徂徠先生文集卷一七「与張安石書」に、

歲庚辰十一月五日、奉符大夫馬君永伯下吏、奉符民、如赤子之失慈父母、自十一月五日至二月十一日、凡百有六日、延頸引首南望大夫之來。

とあり、馬永伯は庚辰即ち康定元年（一〇四〇）一月に奉符知県を罷め石介がその再任を乞うているのである。これからみると馬永伯の奉符知県着任はその一、二年前の宝元元年或は二年頃であつたらう。この間暫く石介が故郷の商王村に滞在していると言ふことは、彼の伝や「墓誌銘」にあるように嘉州軍事判官赴任後「丁父母憂」・「丁内外艱」の為帰省していたことを示すものであろう。そうすると彼の嘉州軍事判官赴任はその一、二年前の景祐三乃至四年頃と推定される。その時父丙が七〇歳であつたのであるからその死亡は宝元元年か宝元二年の七乃至七三歳の時のことであろう。このことは更に次のことから知られることが出来る。徂徠先生文集卷一四「上王狀元書」に、父丙が高祖より六世の子孫に至る未葬者七十喪を葬祭しようとし今年（康定二年）の八月を期していたが果

さずして没したとあり、これに続けて、

執介手以命于介、且曰、汝不能成若翁之志、吾不瞑矣、故介自受命以来十有七月矣、云々。

と記し、父丙が死に臨んでその志を果すように石介に委嘱してから一七ヶ月を経過したと述べている。同書には更に今年の八月には父の命の如く是非葬祭を行いたいで厚志をお願いしたいとあり、こういうことであるからこの書が王状元に呈上されたのは康定二年も早い時節であつたらう。父丙の没したのはこれから一七ヶ月前と云うのであるから略々宝元二年と考えて誤りなく前の推定と大体一致する。これから丙の生年を推算すると宋の太祖の乾徳末期(九六七頃)、宋王朝が創建されてからまだ一〇年足らずのことである。曾祖石路真が丙の才能を見込んで郷先生につけたのを彼の一〇才台の時とすると、その頃路真は既に五五歳前後、丙の父欽も三五歳前後である。この頃宋王朝は太宗時代に入り愈々安定期を迎え文治的官僚支配の方向が次第に明らかにされる。石路真は一族が泰寧の藩鎮と関係する等の視野の中からかかる天下の大勢を早くも察知したのであろうか。それが衣冠を喜ぶとか、女を太子中舎劉悦に嫁せしめると言う行動となつて現れたのであろう。欽については前節でも触れたが、「郷人乏必貸之」とある程一家の経済を豊かにさせており、このことは丙をして科挙に対する受験準備を可能にさせた一条件であらう。石介もその「墓志」に、

今、吾院祝他院、稍益、二祖之徳也。

と記して、曾祖路真、祖父欽の功績を讃えている。丙が進士に合格したのは大中祥符五年であるから大略彼の四五歳の時のことである。祖父路真の期待を一身に背負つた石氏の秀才も進士に登第すると言うことは容易な業ではな

かつたのである。彼が七〇歳に至るまで官僚として勤務しながら、従七品若しくは正八品官を最高として終らねばならなかつたのは一つにはこの高年の進士合格にあつたものと思われる。しかしその子石介は二六歳で進士甲科に及第し不遇の中でありながらも三〇歳台で正八品官となり職も濮州の通判たるところまで進んだのであるから、曾祖路真の期待は石介に至つて開花したと言ふことが出来よう。彼がもう少しく長命したならば政治的にも名を残したかも知れない。乾隆泰安県志卷九選舉志・制科の宋の条に、北宋一代約一六〇年間における奉符県下の進士合格者を挙げているが、総数で一六名、一〇年に一名の割合である。石氏は親子二代引続いて二名を出しているのだから、進士の稀少価値と従つて県下における石氏の声望とを知ることが出来る。かくて石介もその子弟に後継者を期待したようである。但徠先生文集卷三「三子以食貧困於藜藿、為詩以勉之」に、

爾無嫌麤糲、爾勿厭藜藿、富貴自努力、青雲路非遠。

とあり、彼の三人の男子、彭哥・川哥・徠哥に困苦に耐えて未来の富貴を得るよう努力することを促がし、同じく「勉師愚等」に、

不行一千里、安得為良馬、不連十五城、安得稱善價、汝皆有血氣、非如木偶者、撮髮号男子、肯甘在天下、汝不聞閔王、不成猶可霸、舜与吾俱人、学之則舜也、汝等但勉旃、前賢皆可唾。

とあり、石介の長兄慎齊の長子である師愚等に人の下にあるを甘んぜず人事を尽して学ばんことを諭している。また同じく「寄弟会等」と題して、

吾門、何所喜、子衿青青多。

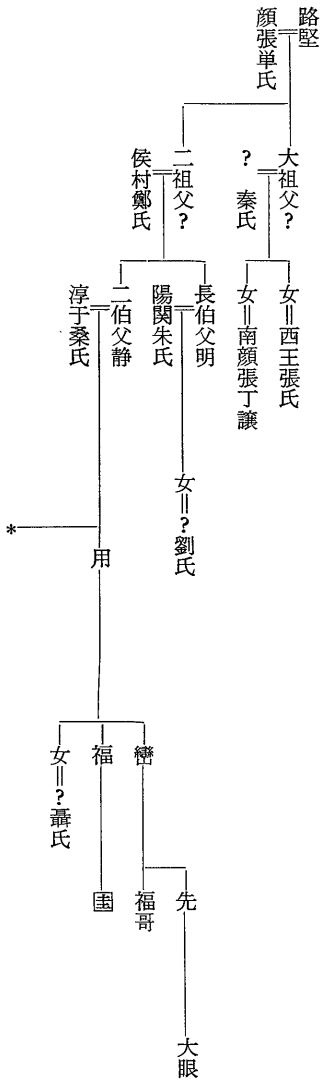
北宋初期官僚の一典型 松井

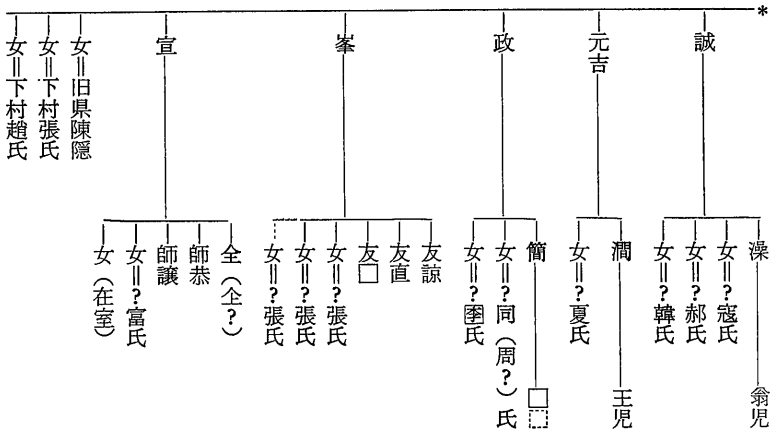
と記し、内外一族中の将来性ある俊秀者八人を弟の会——「墓志」に未娶とあるから一五歳前後の紅顔の少年であつたろう——等に紹介している。その中には石介の従姉妹の婿である進士盧淑や長兄慎斉の女の婿である進士高枢等が挙げられている。しかし姻族者は別として宋王朝時代、この後石氏からは科挙登第者を見ることは出来なかつたようである。官戸としての特権は許容されても石介を頂点として石氏の全盛期は去つたとみて誤りなからう。

七 官戸としての石氏

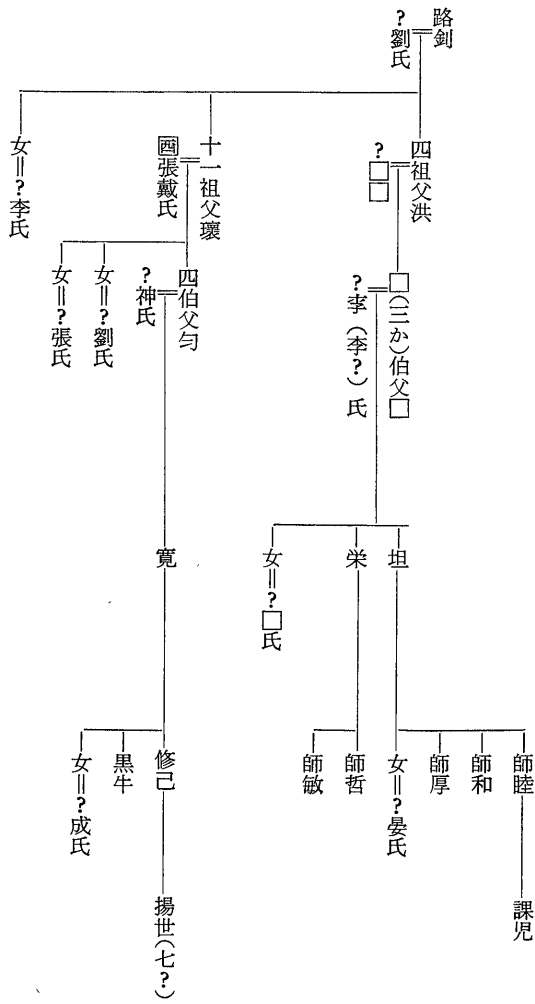
「墓志」には高祖達の子七人即ち曾祖の年長順に第一院から第七院とし各院の系譜を夫々記述している。これによつて各院の系統を表示すると右の様である。

第一院 (分六院)

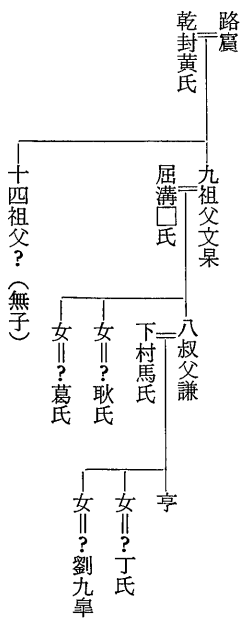




第二院 (分三院)



第三院

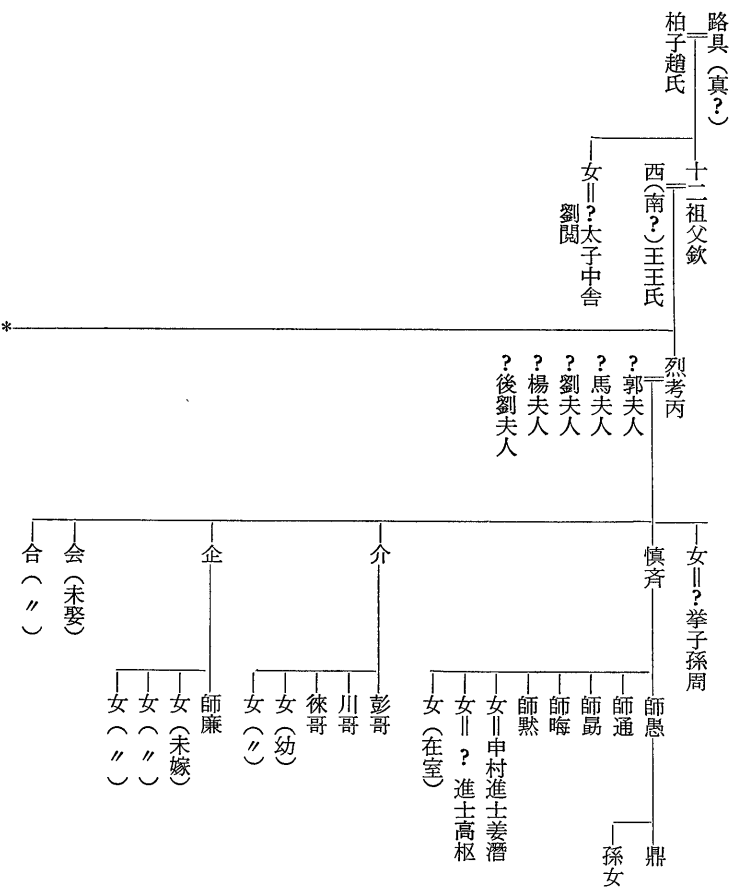


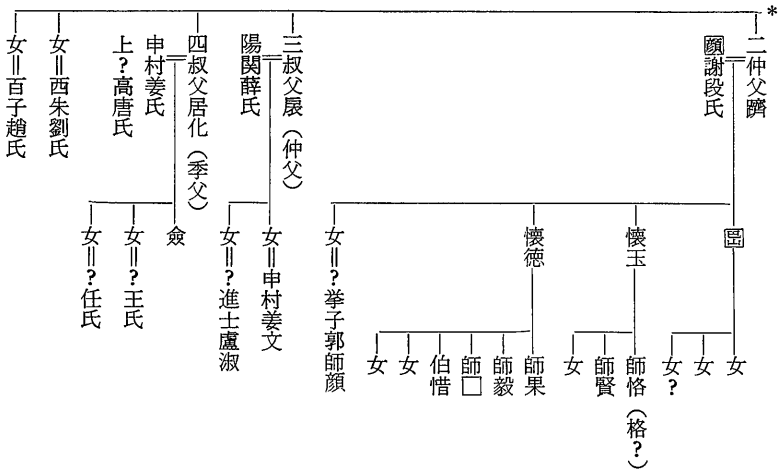
第四院 (第四房嗣亦絶)



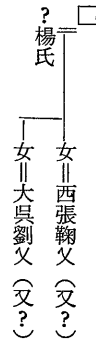
北宋初期官僚の一典型 松井

第五院 (分四院)

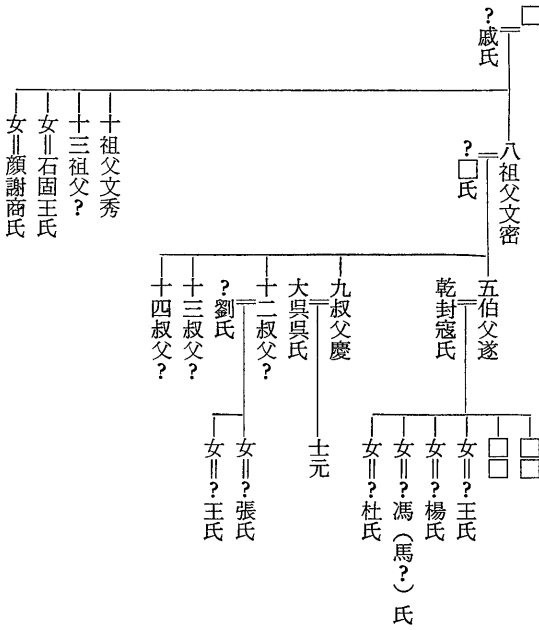




第六院 (第六房無嗣、与第五房合為一院)



第七院 (分二院)



記載例

国「墓志」に□、「墓表」に主とあるもの。
 同(周?)「墓志」に同、「墓表」に周とあるもの。

序言でも述べたように不明の箇所、不統一の点はあるが、一応各輩行の人数が「墓志」の終りの方で総括的に記したものと一致する⁽⁵⁰⁾ので大方誤りないものと思われる。「墓志」によれば、石氏の七院分族は広順四年のことでそれは兗州で叛した慕容彦超が滅ぼされてから二年後の時点である⁽⁵¹⁾。この後、第一院は六院、第二院は三院に、第三院は変化なく、第四院は後嗣なく戸絶し、第五院は四院に、第六院は後嗣なく第五院に合し、第七院は二院に夫々分族し石介生存時には総てで一六院となつていた。これを石氏の族系表からみると、第一院は二伯父静の六男子用・誠・元吉・政・峯・宣の別籍に、第二院は三伯父の二男子、坦・栄と四伯父勻の子寛の分族に、第五院は二祖父欽の四男子、丙・躋・辰・居化の分家によるものに相違なく、第七院は八祖父文密の五男子中、一二叔父は女子のみで後嗣なく一三・一四叔父の子孫には何等記述が無い点からこれも後嗣無しと思われ、従つて残された遂・慶の独立によるものと考えられる。それ故第一・二院の別籍は第五・七院に比較すると一代後れて石介の輩行の時点で行われたことになる。相対的に年齢の高い第一・二院の別籍の後れたことに不審を感ずるが、かかる別籍のずれは各院の族人や族的構成の多少・繁簡によつたことが最も大きい理由であろう。唐・宋時代、父祖存命中の別籍異財は倫理的にも法律的にも認められてい⁽⁵²⁾なかつたことを考慮に入れて各小院の家族構成をみると、石介の第五院関係を除いて族系表に現れている限りでは①親夫婦とその子が六例、②親夫婦・子夫婦・孫が五例⁽⁵³⁾、③親夫婦・二組の子夫婦・孫が一例となつている。ところで①の場合、まだ孫は生れていないがその子が結婚していることも予想され、そうであれば比較的②の形態の家族が多いと言ふことが出来よう。これに対し第五院関係は、前記の②と

二組の①と未娶の舎弟二人から成るもの、③の形態、親夫婦のみの家、①の形態家族と言うように極めて多様である。それは第五院が石介の輩行の時点で別籍する機会を未だ得ていないからのもので、それを許さない第一の条件は父丙の生存、この「墓志」が出来た頃にはその喪服期と言うことであつたらう。それ故第五院関係が未娶者の会・合を有すると言う多少の難点があつても、意志さえあれば数年後には総て①乃至②の家族形態をもつ七乃至八の小院に更に分離することが出来る。すると第五院関係のこの多様さも一時的のものと思ふに可い。以上の石介の状態から北宋時における一般的な家族形態が①或は②、就中②であり、従つて別籍・分族した家族内には通常家長の兄弟は存在しなかつたことが窺われる。

以上の如き別籍と彼等の經濟生活との關係はどのようであつたらうか。但徠先生文集卷一四「上徐州扈諫議書」に、

介家四十口、曾高以来、耕田為業、田薄牛弱、常苦貧窶、歲尽天之時、窮地之利、竭人之力、並大人与介兩人祿、四十口僅得飽食。

とあり、同じく先引の「上王狀元書」に、

先人没、祿賜絶、介服喪、秩亦闕、專以田三百畝衣食夫五十之口、去年平原水蝗為災、三百畝之田不饑水則飢蝗。

とあるように、石介は自己の家族数を四〇口或は五〇口と称している。今系譜によつて石介を含む小院の族人を数えると大約三〇口でこれと一致しない。そこで第五院関係全体の族人数をみると五一口程となつて略々石介の称す

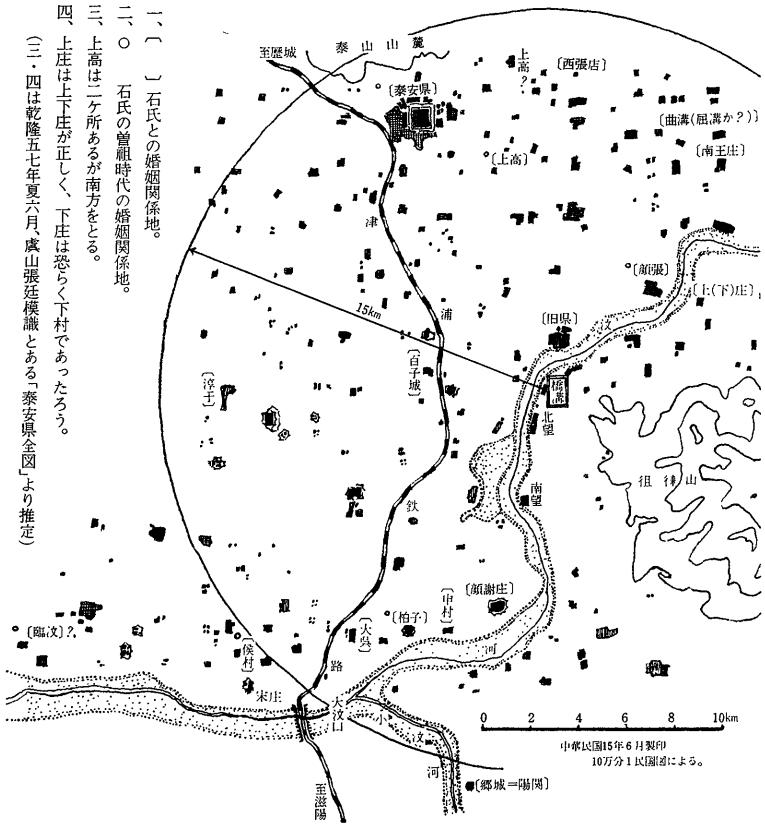
るところと合致する。これからみると第五院は別籍したとは言ふものの、経済的には夫々の主体性をもつた完全に独立した生活単位であると言うことは不可能のようで、少くとも第五院と言う曾祖以来の族的結合が背景にあつてはじめて自立し得ていたものと思われる。すると第一、二、七院も夫々六、三、二院に別籍したが経済的には第五院同様のものがあつたのであろう。今日まで諸先学によつて特に宋代における宗族的連帯の強化を指摘されて来たが、石氏もその例外でなかつたことを示しているようである。それではかくの如く現実的に宗族的連帯が必要でありながら、前述の如く①乃至②の家族形態を基準にして比較的短期間に別籍するのは何故であらうか。それは血縁関係構造の単純化、財産均分の要求等にもよろうがこの他次のようなことも考えられよう。石氏が大きく七院の系統から成りこの中石介生存時五院の存していたことは先にみた通りであるが、この五院中、進士に合格し官人を出したのは石介の系統の第五院のみで、従つて他の四院は官戸ではなく所謂編戸の民としての主戸_{||}主要担税階層であつた。彼等は分族しなければかなりの土地所有者として高い戸等に格付けされ重い職役負担の義務を免れなかつたであらう。それ故実際的には連帯性を維持しながら形式的には父祖の死亡後可能な限り早期に別籍し財産均分の原則によつて所有地を分割し負担の軽減に努めたであらう。この点、第五院は官戸としての特権を有するから分族・分家の必要はさほどなかつたわけで、先に家族形態の点から第五院の七乃至八小院への再分族の可能性を推定したが、彼等の官戸である点を考慮すると必ずしも分族・別籍するとは言ひ得ないようである。

以上の如き族的構成を有する石氏一族の中心人物はその血統上から考えるならば第一院中の直系に連なる人物であらう。とすれば二伯父静は既に他界していたであらうからその長子用と言うことになる。ところが「墓志」には

二伯父静はもとより用についても何一つ語っていない。そこで「墓志」が最も詳細に記述している第五院に限つてみると、烈考丙が死亡すれば普通ならばその長子慎斉がこれに代つて第五院の中心的存在として振舞うべきであろう。然るにそのような形迹は少しもみられない。高祖以来六世にわたる全石氏の未葬者七〇人の靈を奉祭するべく祈念したのは第五院の丙であり、丙がそれを果さず没した後その委嘱を受けたのは長子の慎斉ではなくその弟の石介であり、奉祭の計画、その為の資金の調達等に苦心を払つたのも石介であり、一族の行事中最も重要な奉祭の実質的主役者、執行者も石介の如くである。即ち石氏の中心的人物は、嫡子・嫡孫的な感覚や輩行・年齢等の考慮の上からではなく、族中、唯一の官人として社会的声望と才能とを有している石介であると考えて誤りあるまい。それは牧野巽氏が近世の宗族制度の特徴を列挙した際、その第一に挙げた「古宗法が宗子、即ち嫡長子系統の本家の主人を族長としたのに対し、近世の族長に寧ろ人格、才能、地位、年齢、富力等を考慮してその族中から選び立てられることが多いことである」と言う事例に該当させることが出来よう。牧野氏の言う近世の宗族制度が宋代以降のそれを指していることは言を俟たない。

次に石氏の婚姻関係について述べよう。婚姻関係の判明したものについては先の系図に示しておいたが、この他に高祖の女五人が夫々顔張村の許氏・鼎城乾封の張氏・上高村の郭氏・侯村の□氏・臨□(汶?)村の翁氏に嫁している。史料上から見るとき、石氏の族人の総てに及んでおらず殊に石介の輩行以下の全男子について記述を欠いており、また記載されたものについてもその居住地が示されなかつたり、或は石氏の女子の嫁ぎ先即ち婿家が比較的多く記されている——約五〇件、その中住居地のわかるもの一八件——の石氏の男子の娶り先即ち妻家が少な

北宋初期官僚の一典型 松井



- 一、() 石氏との婚姻関係地。
 - 二、○ 石氏の曾祖時代の婚姻関係地。
 - 三、上高は二ヶ所あるが南方をとる。
 - 四、上庄は上下庄が正しく、下庄は恐らく下村であつたろう。
- (一・二・三・四は乾隆五十七年夏六月、虞山張廷樸識とある『秦安県全図』より推定)

い——三一件、その中住居地のわかるもの一一件——などの欠陥はあるが、それでもなお大勢は察知出来るようである。次に考察の便宜上、石氏の男子の妻家と女子の婿家とを輩行順に表示しよう。

家 婿	家 妻	
臨侯上乾顏 □村高封張 (致?) 翁□郭張許 氏氏氏氏氏	柏 乾 顏 ? ? ? ? 子 封 張 戚楊趙趙黃劉單 氏氏氏氏氏氏氏	會 祖
顏石大西 謝固吳張 中太 舍子 商王劉鞠 劉 李 氏氏父父 閔 氏	西 屈國侯 ? (南)? 溝張村 ? 王 □王□□戴鄭秦 氏氏氏氏氏氏氏	王 父
百西 南西 子朱 ? ? ? ? ? 顏王 趙劉□葛耿張劉張張 氏氏氏氏氏氏氏讓氏	大乾上申陽國 下 淳陽 ? ? ? ? ? 村 ? ? ? 吳封高村閔謝 于閔 後郭 李 劉馬 李 各夫劉 馬神 ? 人 楊氏氏氏氏 劉吳寇唐姜薛段 氏氏氏氏氏氏氏	諸 考
申 下下旧 ? ? ? ? ? ? ? ? ? ? ? ? ? ? ? ? 村 村 村 村 馮 拳 進 拳 (馬)子 士 子 王張杜楊王孫任王盧姜郭劉丁趙張陳劉 氏氏氏氏氏周氏氏淑文顏畢氏氏氏隱氏		吾 輩
申 ? ? ? ? ? ? ? ? ? ? ? ? ? ? 村 進進 同 士士 (二) (周) 高姜成晏富 or 張圍 ? 夏韓郝寇聶 樞潛氏氏氏 氏氏氏氏氏氏氏		諸 子

この表を一見して気のつくことは婚姻関係を結んだ氏族の多様さで異字姓のみで四一家を数える。同字姓の劉氏など一〇件もあるが総てが同一氏族ではあるまい。すると石氏の婚姻関係を結んだ家は恐らく五〇家を越えたであろう。石氏の姻戚関係を通じてその勢力を強化したことが想像されよう。次にこれを地域的に見ると、前頁の地図に示した通りである。既に曾祖時代に関係した県城乾封や顔張・栢子・侯村・臨□（汶？）の諸村の分布状態は、石介の時代までに関係をもつようになった地域的限界に大凡及んでおり、この点から七曾祖時代、石氏繁栄の基礎が出来たと記している「墓志」の表現は肯定してよからう。位置不明の郷村もあるが多く商王村（橋溝村）を略々中心に汶水から大汶河の流れに沿うて上下に關係郷村が分布し、商王村を中心に半径一五kmの半円を画くと臨汶を除いて殆ど総てがその範囲内に包含される。その關係郷村は県城乾封のほか二〇郷村を数える。以上の空間が五代時代の小豪族、北宋前半期の官戸であつた石氏の実質的な生活の舞台であり勢力範囲であつた。それは泰安全県の略々五分の一に当る面積で、この県下の著名な官戸でも地域的にはさしたるものでなかつたことが知られる。宋朝官戸の中にはこの石氏の程度のものが相当に存在してはなかつたか。

次に婚姻關係の相手方の性格であるが、拳子・進士と付記したものであるから何等付記されぬものは一般農民と考えて間違ひあるまい。石氏の女子の嫁ぎ先約五十家中、官人一・拳子二・進士三を除いて総て農家であることは、石氏が第五院系統以外総て主戸たる農家と思われれることから当然の結果と言ひ得よう。前記の官人一・拳子二・進士三の六人の妻となつたものが総て第五院の女子であることも、略々同格の家同志が婚姻關係を取結んだ社会的風習を根強よく示している。右に記した進士三人の中の一人、申村の姜潜については前にも触れたがこの

地方有数の名門らしく、⁽⁵⁶⁾言わば成上り者的石氏は官戸化することによつてこの名門とも嫁娶を通ずる關係を持ち得るまでになつたのである。

次に官僚としての石氏の具体的な生活状況について述べよう。これまで屢々記したように、石介は自然的条件の不利な三〇〇畝の耕地で五〇口の大家族を擁していくことの困難を訴えている。「上王状元書」にも、

逢歲大有困、不滿三百石、食常不足、頼先人祿賜、介又幸有秩、姑逃於凍餒之患。

とあり、豊作時でもこの耕地からの収穫は三百石に満たず食糧が常に不足で父と自分の官僚としての俸祿をやつとそれを補つて生活を凌いでいると述べている。三〇〇畝 \parallel 三頃と言えば一応地主と見做してよく直ちに宋王朝の地主政權説に結び付けたくないのであるが、果して彼が主張するように困難な生活であつたのであろうか。第五院は先述の如く四小院に別籍していたのであるから三〇〇畝の耕地を均分したとすれば各小院七五畝程度の土地所有となる。これであると主戸ならば三等戸の自作農程度と言うことになる。近い将来七乃至八小院に分家する可能性をもつ院の構成であることを指摘したが、この場合均分されると一小院当り四〇畝前後となつて主戸の四等戸程度となり自給自足がやつとであらう。彼等には俸祿・免役等一般の主戸の有さないものをもつている反面、冠婚葬祭その他日常生活においても官戸としての体面上特別の出費があつた。現に祖先七十喪の奉祀の為に五〇万錢を要すると言つている。彼此考慮するならば石介の主張は案外真実に近いように思われる。ところで真宗より仁宗期にかけて商品流通経済が発達し官戸の中には陰に陽に商業・金融業等を行い巨富を蓄積するようになって来たのであるが、石介にかかる性格が認められるであらうか。商王村自体、当時の交通ルートから離れていたとは言え、

城をはじめ汝水から大汝河の流域にかけて多くの姻戚を有し、一般的に養蚕・機織業の盛んな地域であるから商業的行為に出ることは比較的容易であつたと思われるのである。「墓誌銘」に、

丁内外艱、去官、垢面跣足、躬耕徂徠之下。

とあり、父母の服喪期中、故郷に帰つた石介が自ら鋤を振つて農耕に従事したことを述べているが、この農民の姿勢は何もこの時だけの特別のものではあるまい。二三の家僮は使用していたようであるが、三〇〇畝(97)の耕地は可能な限り彼を中心とする家族労働によつて経営されていたと思われる。所謂手作りの直接経営である。それ故、彼自らも「歳、尽天之時、窮地之利、竭人之力」とこの土地の耕作について言い得たのである。そこには末業に手を染めて利鞘を稼ぎ取ろうとする姿は見ることが出来ない。五代時代の土豪的・小豪族の性格を有した石氏は、氏族全体としては高祖時代の一〇〇畝の五倍〜一〇倍もの土地所有者となり一族蕃衍したであろうが、分族・別籍の過程を通して北宋朝、石介の頃には自給自足的な自作農タイプに変質していたのである。北宋時、石氏が奉符県下において有力氏族として名望を得ていたのは土地所有者としてよりは進士登第による官戸としての身分的地位であつたろう。周藤吉之氏は宋代官僚と大土地所有を論じて「世々農を以て業とした」と表現された官戸に大型の大土地所有——地主層を史料的に挙げているが、同様な表現で石氏の如く唐宋・五代の間、数世代にわたつて土の臭いの中から生れ来たつて、宋代に入ると直接自営の農民であつたものも相当に存したに違いない。前者を地主的官僚と呼ぶならば後者は農民的官僚と称してよからう。この農民的官僚は石氏の例でもわかるように、自己の郷村においては一族中に、或は姻戚中に、或は地縁的な郷党の中に、自作農或は自小作農的な三等戸、四等戸の主戸と密接な関

係を有し、従つて官僚として彼等はこれら主戸の利益代弁者として期待され、彼等自身もまた一面そのように活動することが倫理的にも当然と考へたであらう。かかる意味から彼等は自己の郷里を中心とする地域社会と固く結びついていたのである。即ちこれら農民的官僚は、官僚としては支配者の、農民としては被支配者の両面の性格を共有していたと言ふことが出来よう。しかも彼等が地方官として赴任した場合、彼等の任務の遂行上最も關心を払わなければならなかつたのも、その故郷と密接な關係をもつていた三等戸を中心とする主戸であり、そのことは他面国家的要請とも重なり合つて王朝支配として無視出来ない事柄であつた。殊に朋党的な結合關係の強かつた宋朝官僚界にあつては、中央政界を牛耳つている所謂地主的政權の代弁者である大官僚もこれら農民的官僚の立場・意向を無視出来なかつた筈である。蔡襄がその故郷、莆田県において形勢戸に奪われた五塘の土地を復し、一千余頃(58)の耕地による八千余家の窮状を救つたのは右に述べた事情が大きく作用していたに違いない。言わば農民的官僚は時に支配者層と被支配者層の媒介的存在であつたと思われれる。

八 結 言

主として「墓志」・「墓表」を頼りながら、石氏が唐宋の混乱時に兗州・乾封（奉符）県に流移して自作農化し、五代用武の時代には藩鎮政權と結合し一族中より有力な軍人・武將を出し、郷里においては群盜・流賊より郷村を防衛しその土地所有の性格からも土豪的存在として活動し、中国を統一した宋王朝治下の文治的な平和時代が到来すると科挙登第者——進士合格者を出し官戸としてその声望を愈々高めたのである。石氏一族の七世代にわたる歴

史は唐末から五代を経て宋初に至る時代の趨勢とまことによく符節している。それはこの波瀾万丈の時代における一族の繰広げた哀歎の歴史でもある。しかし官戸としての石氏は必ずしも恵まれた存在ではなかつた。三〇〇畝の耕地を所有するとは言えそれは決して豊かな土地ではなく、五〇口を有する族的構成からみれば三乃至四等戸の主戸程度のものであつた。官僚としては、道統を尊重する偏狭なまでの激しい經学上の倫理觀念が時の実権者呂夷簡等に迎合することを許さず、彼と同じ朋党である范仲淹でさえ警戒する程で諫官に推挙される機会を失い、正八品の太子中允で終らねばならなかつた。

石介を北宋初期官僚の一典型としたのは、石氏が唐末・五代・宋初とその歴史的情勢に適合して経済的・社会的に成上り政・官界に登場したと言うばかりでなく、石介が父丙とともに官僚中最も多数を占めた下級官僚の一員として終始したからである。石介の如き自作農タイプの下級官僚は、本質的には支配階級者であるが、自己の郷村における或は地方官としての立場からは時に三・四等戸の主戸——農民の利益代弁者としての性格をもつ言わば農民的官僚であつた。宋王朝が形勢官戸の利害の上に立つ地主政権であることは否定しないが、それは他面自作農タイプの農民的官僚の協力・支持によつて維持出来たものであり、宋王朝下の農民はここに彼等の利益の一代弁者を得ていたものと思われる。この意味で宋王朝は単なる地主政権ではなく農民的政権の性格をも有していたと言ふことが出来よう。

石氏のこの後の歴史は元史或は新元史にみる事が出来る。元史卷一九三忠義列伝の石硅伝に、

泰安・新泰人、宋徂徠先生守道之裔孫也、世以読書・力田為業、金貞祐南渡、兵戈四起、硅率少壮負險自保。

とあり、石介の裔孫である石砦が金王朝の昇王珣が自立し黄河を渡つて汴を都とした頃、四起の兵乱に対処して少壯を率いて自保したことを記している。⁽⁵⁹⁾新泰の人とあつて石介の故里奉符県と違つてゐるが、新泰県は金代に新設され元代には泰山などもこれに含まれたことがあり、従つて石介の郷里もこれに編入されたもので誤つた記述ではない。⁽⁶⁰⁾「率少壯負險自保」するなどこの地方のリーダー格として活躍しており、「世以読書・力田為業」とあるように石介に代表される石氏の面影を彷彿させている。彼はその後金軍と戦い沛で蒸殺されているが、子天祿、孫興祖がこれを継ぎ、天祿は元朝下、済・兗・単三州管民総管を授けられ、興祖は武略將軍に任じられ宋朝討伐に従軍し鄂州攻撃に参加し、宋朝滅亡後宣武將軍・管軍総管となつてゐる。宋王朝を苦しめた金軍に対し蒙古軍と呼応して戦うことは兎も角とし、それが一転して蒙古王朝の軍將・官僚となつて宋王朝を伐つということは、その先祖石介が遼や西夏の異民族王朝に対し激しい敵愾心を燃やしていたことと対比して、歴史の転移とこれに伴う人心の変化の甚だしいことを痛感させる。なお乾隆泰安県志卷一〇 人物伝・文学の条に石維巖を挙げて、

徂徠先生後裔、性峭直、為詩・古文詞、称其人、每聚生徒令講、雖盛暑必衣冠危坐、称嚴師・畏友焉、……著孟子集評。

と記している。異民族の王朝下、読書人的階層として生徒に講習し、孟子集評を著すなど数百年の後まで石丙、石介の血を窺うことが出来る。

(北海道教育大学教授)

註

(1) アジア歴史事典卷五(平凡社)。

(2) 宋元学案卷一泰山学案。

(3) 徂徠先生文集卷一九。

(4) 清史稿卷二九五、清史列伝巻一四趙國麟伝。道光泰安
鼎志卷三山川志・塚墓附、趙國麟「遊徂徠記」。

(5) 「五代宋に於ける江西の新興官僚」(和田博士還曆記
念東洋史論叢)、「宋代における四川官僚についての一考察」
(和田博士古稀記念東洋史論叢)、「五代・宋における福建
の新興官僚についての一考察」(中央大学文学部紀要24—

史学科7)、「宋代における華北官僚の系譜について」(聖
心女子大学論叢21)、「宋代における華北官僚の婚姻関係」
(中央大学八十周年記念論文集)、「宋代における江西出身
の高官の婚姻関係」(聖心女子大学論叢29)。

(6) 社会構成史体系・第二部東洋社会構成の發展。

(7) 歴史学研究二八八。

(8) 皇朝編年綱目備要巻一〇 景祐二年一二月の条「石介
罷(主簿)」の割註、范文正公集 范文正公年譜 慶曆三年
癸未正月の条参照。

(9) 宋史巻三一一呂夷簡伝、樂全集巻三六「呂公神道碑銘
并序」、蔡忠恵公文集巻一四「乞罷呂夷簡商量軍国事」等参
照。

(10) 姜亮夫撰「歴代名人年里碑伝総表」もこの歐陽脩の「墓
誌銘」によつて石介の生没年を明確に示している。

(11) 蔡忠恵公文集巻二四「答趙内翰書」に、
昔、介之存、襄以同年進士兄事而友之。

北宋初期官僚の典型 松井

とあり、歐陽脩の居士集巻三五「端明殿学士蔡公墓誌銘」
によれば、蔡忠恵公襄は「天聖八年、举進士甲科」とあつ
て、これからも石介の進士登第の天聖八年であつたことが
知られる。

(12) 何れをとるかと言えば「墓志」の太子中舎(従七品)
の方にしたい。生父のことをよりよく記したいと言う石介
の心理を考えないわけではないが、この「墓志」は父丙の
死後二年程で出来たものであるから誤つて或は偽つて記
られず、また石に刻するのであるから誤つて或は偽つて記
したならば彼の政敵などから弾劾を受ける危険が十分にあ
り得るので、そのようなことはあるまいと思うのである。

(13) 御定全唐詩録巻四 駱賓王「在兗州餞宋五之問」に、
淮沂四水地、梁甫汝陽東、……

とあり、汝陽の東に梁甫の地の存したことを示している。
(14) 中華民国一五年六月製印の一〇万分一「泰安県」の地
図に橋溝村が見えているので、人民公社制施行後のことは
不明であるが民国時代にも同村名で存在していたことは明
らかである。

(15) 中村治兵衛「唐代の郷」(鈴木俊教授還曆記念東洋史
論叢)、山県千樹「北支那村落の研究」(農業技術協会)。

(16) この「泰安県全図」には、四年間県尉の職にあつた虞
山張廷模の識があり、その日付は乾隆五十七年夏六月である。

(17) 渡辺光編 支那地理大系・自然環境篇第一篇支那の地形 第二章支那本部 一 一山東山地——西南山地の項、七三〜七四頁参照。

(18) 卷一四二 泰安府・山川の条。

(19) ここにある王状元は、范文正公集 范文正公尺牘下・交游「王状元」とある状元正言学士王郵中と同一人物であろう。

(20) 後世、石氏と称するもの多くはここにありするように殆ど周公と結合せしめ特にその後裔石錯に出ずとしている。

興文鼎石氏の「石氏族譜」もこの例に漏れず、その第四冊芸文の条に「徂徠先生墓誌銘」と題して歐陽脩の「墓誌銘」を記載し、石介と何等かの関係があるかの如き印象を与えている。しかしその根拠は全く不明である。

(21) 石抱忠の名は新唐書卷一一二員半千伝に見え、石雄については旧唐書卷一六一、新唐書卷一七一に伝があり一応知ることが出来る。石殞(演?) 芳は恐らく旧唐書卷一八七下、新唐書卷一九三の忠義列伝にある石演芬の誤りであろう。

(22) 資治通鑑卷二五六 光啓元年七月の条。

(23) 同右卷二五五 中和三年六月の条に、

時民間無積聚、賊掠人為糧、生投於確磧、併骨食之、
 号給糧之処曰春磨寨、縦兵四掠、自河南・許・汝・唐

・鄧・孟・鄭・汴・曹・濮・徐・兗等数十州、咸被其毒。

とある。

(24) 同右卷二五七〜二六一。

(25) 同右卷二六〇 乾寧二年十一月の条。

(26) 同右卷二六三。

(27) 同右卷二七〇 貞明四年八月〜卷二七二 同光元年一

〇月の条。

(28) 同右卷二八一。宋史卷二六二張鑄伝には「鑿田未及三頃」が「種田未至二頃」となっている。

(29) 資治通鑑卷二八三天福七年六月、同天福八年九月の条。

(30) 旧五代史卷八一天福八年正月・五月・六月の条参照。

(31) 資治通鑑卷二八三 天福八年二月の条。

(32) 同右卷二八四開運元年夏四月の条。

(33) ここにある「曾祖行」は、曾祖の輩行つまり石路真との同輩行を指したものと考えられるが、ここは総て石路真に始まる第五院の系統についてのみ叙述しているところであるから本文にあるような意にとつた。

(34) 資治通鑑卷二八六 天福十二年二月の条に、

初、晋置郷兵、号天威軍、教習歳余、村民不閑軍旅、
 竟不可用、悉罷之、但令七戸輸錢十千、其鎧仗悉輸京、
 而無頼子弟不復肯復農、山林之盜自是而繁。

とあり、この郷兵政策が成功しないばかりかかえつて群盜の發生を促がしている。

(35) 天福七年以後乾祐三年までの間、三年を数えるのは開運を除いてはないからである。

(36) 旧五代史卷八〇天福六年七月、同卷八四開運三年正月、同卷一〇〇天福一二年七月の各条。同卷二二四安審琦伝。

(37) 旧五代史卷八三開運二年四月の条。同卷九〇趙在礼伝。

(38) 資治通鑑卷二八四開運元年四月の条。

(39) 同右卷二八五開運三年四月の条。

(40) 旧五代史卷七九天福五年三月の条。同卷八九桑維翰伝。

(41) 史学雜誌五〇一七・八。

(42) 庁頭軍・牽籠官については、周藤吉之「五代節度使の支配体制」(史学雜誌六一一四・六、「宋代経済史研究」所収)、堀敏一「朱全忠の庁子都」(和田博士古稀記念東洋史論叢)を参照。

(43) 旧五代史卷一〇三、資治通鑑卷二八九乾祐三年三月の条。旧五代史卷一三〇慕容彦超伝。

(44) 旧五代史卷一一三広順三年三月の条。索万進が太保となつた史料は見出し得なかつた。

(45) 同右卷一一二広順二年五月の条。

(46) 東洋学報二五一一。

北宋初期官僚の典型 松井

(47) 東洋文化一二(「中国土地制度史研究」所収)。

(48) 乾隆泰安県志卷九選舉志・制科・宋の条によつたが、これには記載漏れがあるかも知れない。

(49) 一月五日より翌年二月一日まで九五日で(三正総覧により計算)「凡百有六日」とあるのとは一日の差がある。二月一日は二月二日或は二二日の誤りであろうか。

(50) 石氏、始祖一人、高祖一人、曾祖七人、王父十人、諸考十四人、吾輩二十一人、自我而下訛説未見其止也。とある。

(51) 後五年、慕容氏反兗州、即周太祖広順四年也、賊後□□年、石氏乃分。

とある。慕容彦超が兗州で反したのは広順元年一二月とも広順二年正月とも記され、その討滅は同じく二年五月とも六月とも書かれている。それ故、前記「墓志」中の広順四年は元年或は二年とすべきであろう。なお「賊後□□年」は「墓表」では「賊□□二年」となっており、これは「賊國二年」とすれば文意も明らかで、恐らく「墓志」のこの部分は誤つていよう。慕容彦超の反を広順二年とすれば石氏の分族はその二年後の広順四年となり、これを慕容彦超の反年の如く記述したのは石介の誤りであろう。

(52) 仁井田陞「支那身分法史」第四章第二節第四款第二項

家の分裂 三七四頁参照。

(53) 未婚の子女のある場合もこれに含める。

(54) 牧野巽「近世中国宗族研究」。仁井田陞「中国法制史研究 家族村落法」特に第一部第四章中国社会の「仲間主義」と家族——団体的所有の問題をも合せて。

(55) 牧野巽前掲書 第一序説 五頁。

(56) 姜潛の伝は宋史卷四五八隱逸列伝にあるが、これには家系等について一切触れていない。ところで乾隆泰安県志 卷九選舉志・制科・宋の条によると、北宋時代のこの県の進士登第者一六名中、八名が姜姓によつて占められている。同県内のことであるからこれらは多分同一血縁關係にあつたもので、姜氏がこの地方の名望家であることを推察させる。

(57) 徂徠先生文集卷四に「徂徠山齋熟寢、家僮報西征府從事田集賢元均……書至、開緘読之、因題書後」と題する七言の詩があり、これによつて家僮の使用は明らかである。

(58) 蔡忠憲公文集卷三二「乞復五塘劉子」。宋史卷三二〇蔡襄伝。居士集卷三五「端明殿学士蔡公墓誌銘」。

(59) 新元史卷一四三石硅伝参照。

(60) 金史卷二五地理志 山東西路・泰安州、元史卷五八地理志 泰安州の各条。

(61) 元史卷一五一、新元史卷一四三石天祿伝。

(62) 新元史卷一四三石興祖伝。